

倫理規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第4版 2019年11月5日

<文管 2-01>

(目的)

第1条. この規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会(以下「本協会」という)が我が国のビリヤードの統一組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営を実践し、ビリヤードの振興を通してその社会的使命を果たしていくために必要な事項を定め、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条. 本規程の適用範囲は、本協会の役員、職員及び各委員会員(以下「役職員等」という)、ならびに加盟団体等、本協会関係者及び選手登録者(以下「登録者等」という)とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条. 役職員等は、公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、また、常にフェアネスの精神を貫き、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

2. 登録者等は常にフェアプレー精神の元、行動しなければならない。

(社会的信用の維持)

第4条. 役職員等及び登録者等は、常に公正かつ誠実な事業運営・行動を実践し、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条. 役職員等及び登録者等は、関係法令及び本協会が定める各種規程を遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(違反行為)

第6条. 役職員等及び登録者等は次の行為(以下「違反行為」という)を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ等のパワーハラスメント行為を行うこと。
- (2) 国籍・民族・宗教・性別・年齢・出身門地・社会的身分・障害の有無等の理由によって、個人の尊厳を傷つけることや差別をすること。
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動等のセクシャルハラスメント行為及びストーカー行為を行うこと。

- (4) アンチドーピング対象の薬物及び法令にて禁止されている薬物を使用・所持等すること。
- (5) 反社会的勢力と関係を有すること。
- (6) 補助金などの不正受給、不正使用、本協会の財産の横領や不正経理。
- (7) 本協会の職務やその地位を利用して自己の利益を図ること（優先的地位の乱用）や斡旋・強要をすること。
- (8) 公式戦などにおける不適切な行為。（金品を賭ける賭博行為、不正試合ほか）
- (9) 法令や本協会の諸規程に違反する行為。
- (10) 本協会及びビリヤード競技の品位、名誉を害する行為。

(違反行為に対する処分対象者)

第7条. 違反行為に対する対象者は、違反行為を行った者への違反行為を教唆・保持した者、監督する立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。

(内部通報窓口)

第8条. 違反行為の通報相談を受け付ける為、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口に関しては別途定める。

(倫理委員会)

第9条. 理事会は内部通報窓口寄せられた情報、その他により違反行為が疑われる事案を把握した場合には直ちに倫理委員会を設置し当該事案の事実調査を行う。

2. 倫理委員会は、疑われる事案が加盟団体その他の団体に調査・処分を委ねることが適切と判断されるものについては、加盟団体その他の団体に調査・処分を委ねることができる。ただし、完了後は倫理委員会への詳細な報告を必須とする。

(処分)

第10条. 理事会は倫理委員会の報告を受け、必要に応じて対応を実施する。但し懲戒などの各種処分を実施する場合には理事会の議決を経なければならない。

(各種大会における選考)

第11条. 本協会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、その選考方法及び選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

2. 選考方法及び選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、選手に理解されるよう明確な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

(不服申し立て)

第 12 条. 第 11 条に記載の選考結果及び違反行為等に対する本協会及び加盟団体の決定・処分に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

(紛争の解決)

- 第 13 条. 本協会及び加盟団体に関連する紛争が発生した場合には迅速に対応し和解・解決へ向け最善の対応を行う。
2. 迅速な紛争解決手段として、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あつせん）規則』に従ってなされるスポーツ調停により和解・解決できるものとする。

(利益相反の防止及び開示)

第 14 条. 役職員等及び登録者等は、その職務の執行に際し、本協会または加盟団体との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示)

第 15 条. 役職員等及び登録者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 16 条. 役職員等及び登録者等は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分に配慮しなければならない。

(研鑽)

第 17 条. 役職員等及び登録者等は、公益事業活動の成果向上の為、絶えず自己研鑽に勤めなければならない

(業務改善の求め)

第 18 条. 本協会理事会は、加盟団他に対して、必要と認める場合には、業務の改善を求めることができる。

(改廃)

第 19 条. 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(その他)

第 20 条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

改定履歴

版	発効日	改定内容
第1版	2017年2月23日	初版制定
第2版	2017年9月27日	第12条(不服申し立て)の内容を一部変更。 第13条(紛争の解決)の条文を追加。 2018年3月23日の定例理事会にて承認。
第3版	2018年6月13日	第6条(違反行為)に差別関連の記述を追加。
第4版	2019年11月5日	第2条の語句を一部変更、第3条の語句を一部変更と項番2.を追加、第4条の語句を一部変更、第6条に(8)を追加。 2019年11月5日の定例理事会にて承認。